

## 最高裁判所 御中

JALによる不当解雇の撤回を求め上告していた事件で、最高裁第一小法廷、同第二小法廷は、2月4日に客室乗務員、続く2月5日にパイロットの上告棄却を決定しました。

東京地裁、東京高裁では原告が示した解雇の必要性、合理性などへの具体的な反論に対し、会社側が反論ができない状況も生まれていました。また、稲森前会長が法廷で解雇は避けられたとの証言にもかかわらず、解雇当時の要員状況、退職者の状況など、解雇の必要性を判断するための客観的諸条件は裁判で明らかにならぬまま終わっています。裁判所は原告が示した争点に対する会社の反論がないまま、それを掘り下げることなく、判決で再建計画を金科玉条とし、人員削減計画を正当化したことは、誰の目から見ても審理を尽くしたとは言えぬものです。

最高裁判所は自らのホームページに、国民の権利として「正しい裁判を実現するために三審制度、すなわち、第一審、第二審、第三審の三つの審級の裁判所を設けて、当事者が望めば、原則的に3回までの反復審理を受けられるという制度を採用しています」とうたい、憲法上の判断にあたって最高裁判所は、「わが裁判所が現行制度上与えられているのは司法権を行う権限であり、そして司法権が発動するためには具体的な争訟事件が提起されることを必要とする」（最高裁判所判例）としています。

JALの解雇事件は、更生手続下における整理解雇をめぐる訴訟として争われた実質的に初めてのケースであり、前記の三審制が持つ役割、最高裁判所が判断を示す重要性から、慎重な審理が尽くされることは当然であり、憲法が求めるところでもあります。

この事件は、かつて国鉄に働いていた労働者、そしてJRで今も働く労働者にとって、他人事では済まされません。国鉄では法律を盾にして、国鉄の赤字と国鉄職員の余剰を理由として、JRへの採用にあたって振り分けられ、多くの国労組合員が労働組合の所属の違いを理由に不採用とされました。各地の労働委員会で不当労働行為が認定され、誰がその罪を負うのか、被害者を救済するのかが国際的にも問題となりました。結果、JR不採用事件は20年を超える長きに及び争われました。二度とこのような苦労を解雇された労働者と家族に強いてはなりません。

JALによって不当に解雇された労働者は、「解雇された」という事実によって社会からのいわれなき批判、無慈悲な視線にさらされてきました。収入を絶たれ、生活は日毎に厳しさを増し、本人と家族に重くのしかかっています。解雇された悲しさ、苦しき、憤りはいかばかりか、筆舌に堪えないものがあります。同様の経験を味わった者として、私たち国鉄労働組合・組合員は、この事件の早期の解決、なによりも憲法が求める正義にもとづく解決を求めます。

私たち国労名古屋地方本部は、2月7日に127回目となる拡大地方委員会を開催し、参加した機関役員・委員全員の総意として、法治国家の要としての司法の権威、主権者国民の信頼を損ねた今回の決定に強く抗議するものです。

2015年2月7日

国鉄労働組合名古屋地方本部

第127回拡大地方委員会